○国土交通省告示第九百七十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十五年七月二十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年十月三日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎ＧＳ―1077	一酸化炭素等発散防止装置　ＧＣＴ　ＸＤＮ―ＺＤ30―１Ａ	吸入負圧：5.0kPa　排気圧力：20.0kPa	グローバルコンポーネントテクノロジー株式会社　東京都品川区南大井六丁目22番７号

○国土交通省告示第九百七十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十五年八月七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年十月三日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ―2541	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＥＢＤＤＲ06ＡＥ１	スズキ　ＥＢＤ―ＤＡ16Ｔ、マツダ　ＥＢＤ―ＤＧ16Ｔ、ニッサン　ＥＢＤ―ＤＲ16Ｔ	スズキ株式会社　静岡県浜松市南区高塚町300番地

○国土交通省告示第九百七十八号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十五年五月二十一日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年十月三日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎ＧＳ―426	一酸化炭素等発散防止装置　クボタ　Ｖ3307―ＤＩ―Ｔ―ＫＤＮ	吸入負圧：4.0kPa　排気圧力：15.3kPa吸入負圧：4.0 kPa　排気圧力：14.0kPa車名：キャタピラー　型式：ＫＤＮ―ＪＲＳ	株式会社　クボタ　大阪府大阪市浪速区敷津東１丁目２番47号

○国土交通省告示第九百七十九号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十五年六月五日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年十月三日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ―2462	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＤＢＡＭＲ06ＡＥ２	スズキ　ＤＢＡ―ＭＦ33Ｓ、ニッサン　ＤＢＡ―ＭＧ33Ｓ	スズキ株式会社　静岡県浜松市南区高塚町300番地
㊎Ｇ―2463	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＤＢＡＭＲ06ＡＴ２	スズキ　ＤＢＡ―ＭＦ33Ｓ（過給器付原動機搭載車に限る）、ニッサン　ＤＢＡ―ＭＧ33Ｓ（過給器付原動機搭載車に限る）	〃

○国土交通省告示第九百八十号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十五年六月二十四日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年十月三日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｎ―1154	騒音防止装置　いすゞ　Ｈ13―Ｋ5213	いすゞ　ＱＤＧ―ＣＹＭ52＊＊、いすゞ　ＱＤＧ―ＣＶＲ52＊＊	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番１号

○国土交通省告示第九百八十一号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十五年六月二十四日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年十月三日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎ＧＳ―1045	一酸化炭素等発散防止装置　カミンズ　ＱＳＢ6.7―４Ｂ	吸入負圧：3.7kPa　排気圧力：14.0kPa、車名：日立　型式：ＷＤＲ―Ｈ74、車名：ＫＣＭ　型式：ＷＤＲ―70Ｃ６	カミンズジャパン株式会社　東京都大田区東糀谷６丁目２番11号

○国土交通省告示第九百八十二号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十五年六月七日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年十月三日　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎Ｇ―2160	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＥＢＤＤＫ６ＡＥ３	ニッサン　ＥＢＤ―ＤＲ64Ｖ	スズキ株式会社　静岡県浜松市南区高塚町300番地
㊎Ｇ―2161	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＥＢＤＤＫ６ＡＴ３	ニッサン　ＥＢＤ―ＤＲ64Ｖ（過給器付原動機搭載車に限る）	〃
㊎Ｇ―2162	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＡＢＡＤＫ６ＡＥ２	ニッサン　ＡＢＡ―ＤＲ64Ｗ	〃
㊎Ｇ―2163	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＡＢＡＤＫ６ＡＴ３	ニッサン　ＡＢＡ―ＤＲ64Ｗ（過給器付原動機搭載車に限る）	〃
㊎Ｇ―2518	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＨＢＤＤＫ６ＡＥ１	ニッサン　ＨＢＤ―ＤＲ64Ｖ	〃